

生活支援体制づくり協議体会議（市域レベル）開催報告書	
1 開催日時	令和 7 年 10 月 5 日（金） 10 時 00 分 ～ 11 時 30 分
2 開催場所	浜松市福祉交流センター3階特別会議室
3 参加者	委員9名、高齢者福祉課6名、事務局2名 計17名
4 協議の内容	1. 開会 2. あいさつ 3. 自己紹介 4. 振り返り 5. 情報提供・協議事項 ① 副会長の選任 事務局案に基づき選出。 ② 市内の外出支援の現状について 住民主体サービスの現状について（高齢者福祉課から） 家事支援に伴う外出支援の現状について（第1層SCから） 配布資料に基づき、高齢者福祉課担当者・第1層SCより報告。 【意見・質問など】 意見：制度が開始されて数年が経過しているにもかかわらず、住民主体サービス（特に移動支援サービス）の件数がほとんど増えていない現状に対し、行政としてどのように普及させるための働きかけをしていくのか。 回答：〈高齢者福祉課担当者〉普及しない要因として、補助金の申請書類作成の手間が団体にとって大きな負担となり、仕組みが使いにくいことが挙げられている。 意見：住民主体サービスの補助金制度について、申請書類作成の負担軽減や、市の裁量でより柔軟に運用できるかどうかの確認も必要ではないか 意見：住民主体サービスは介護保険の保険料を財源としているため、使える上限や範囲が国によって決められており、現状、市の裁量には限度がある。 意見：地区社会福祉協議会が実施している家事支援に伴う外出支援の利用者の中には、要支援認定者（本来は住民主体サービスの対象となり得る人々）が含まれている可能性が高いのではないか。 意見：65歳以上の高齢者の多くは働いており、ボランティアとして自分の時間を使うことよりも、就労できる間はしっかりお金を稼ぎたいというケースも多い。担い手をどこにターゲットにするかという検討が必要である。

意見：現状の担い手不足や高齢者の就労意欲の高まりを踏まえ、担い手の実態調査を先行して行う必要があるのではないか。

意見：地区社協による家事支援の利用者に要支援認定者がどれくらいいるのかを把握することで、実態に即した支援（行政補助を出すなど）が可能になるのではないか。

意見：家事支援に伴う外出支援は、行政の大きなサービススキームとは異なり、あくまで地区社協などが主体的に行う共助の活動であり、各地域が実情に応じて行うべきものとして位置づけるべきである。

意見：今後の議論を進めるにあたって、感覚的な話ではなく、立ち上がっている5地区に関するデータなど、客観的なデータがあることで議論が深まりやすくなると思われる。

6. 連絡事項

① 生活支援ボランティア養成講座について

配布資料に基づき第1層 SC より報告。

【意見・質問など】

特になし。

5 今後の見通し・ 必要な対応

家事支援に伴う外出支援はあくまで地域住民による助け合いや支え合いの支援（共助）であり、移動そのものを目的とするものではなく、家事支援に付随する外出の付添い支援として取り組んでいるものである。

次回開催までに、現在外出支援を実施している5地区において、要支援認定を受けている利用者の数を確認する作業を進めていく。また、現在、家事支援に伴う外出支援を実施している5地区の立ち上がりのプロセスについて確認し、他の地区の参考となるような、成功事例を含めた一連の流れ（パッケージ化）を検討していく。